

(様式第1号)

令和2年度 第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会 会議録

| | |
|---------|--|
| 日 時 | 令和2年5月24日(日) 10:00~14:15 |
| 場 所 | 芦屋市役所 北館4階 教育委員会室 |
| 出 席 者 | 委員 長 寺見 陽子 副委員 長 鎮 朋子 委 員 鈴木 友典 委 員 野村 智子 委 員 矢尾 芳 委 員 綿貫 敦子 事務局 こども・健康部長 岸田 太 こども・健康部主幹(施設整備担当課長) 伊藤 浩一 こども・健康部子育て推進課施設整備係長 榊井 大輔 こども・健康部子育て推進課主事 藤田 翔子 |
| 事 務 局 | こども・健康部子育て推進課 |
| 会議の公開 | 公開 |
| 傍 聴 者 数 | 6人 |

1 会議次第

<開会>

- (1) 開会の挨拶
- (2) 会議運営上の説明

<議題>

【協議事項】

- (1) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について

<閉会>

閉会の挨拶

2 提出資料

資料3-4 項目別資料・意見等比較一覧

3 審議経過

<開会>

- (1) 開会の挨拶

【事務局挨拶】

(2) 会議運営上の説明

(事務局藤田) 事務局から会議運営上の説明をさせていただきます。

本日は、新型コロナウイルス感染症への対応のため、会議開催中は、マスクの着用をお願いすること、常時部屋の換気を行うこと、座席の間隔は1 m程度開けさせていただいていること、傍聴者は10名程度までとさせていただくこと、としておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、芦屋市情報公開条例第19条により、附属機関の会議につきましては、公開が原則となっております。この会議における発言の内容や委員名も公開が原則となり、議事録を正確に作成するために、レコーダーにて録音させていただきたいと思っておりますので、ご了承の程よろしくをお願いいたします。

続いて本日は委員6名の内、6名が出席ということで、この委員会は成立していることを報告させていただきます。

まず、会議の公開の件について、承認いただきたいと思いますが、委員長いかがでしょうか。

(委員長) 委員の皆さま、ただいま事務局から説明がありました委員会の公開の件についてはよろしいですか。

【全員異議なし】

(委員長) 本日の会議の傍聴を希望される方はおられますか。

(事務局藤田) 傍聴を希望される方が6名おられます。

(委員長) それでは傍聴者の方に入場してもらってください。事務局から本日の資料の確認をお願いします。

【事務局より資料確認】

<議題>

【協議事項】

(1) 芦屋市立打出保育所及び芦屋市立大東保育所の移管先事業者の募集について

(事務局柘井) 「資料3-4」についてご説明させていただきます。「資料3-4」は、「事務局案」と「保護者意見」で一致していない主な6つの点について行政側の案、保護者意見、これまでの協議でいただきましたご意見の3つをそれぞれの項目別に箇条書きでまとめたものです。1点目に「移管前の保育内容等の継承について」、2点目に「応募資格について」、3点目に「職員配置等に関することについて」、4点目に「移管前年度(令和3年度)における移管対象施設への訪問について」、5点目に「移管年度(令和4年度)における、市職員の施設への訪問等」について、最後6点目に「保育所名・クラス名・所歌」についてです。それぞれの項目について簡単に概要を説明させていただきます。

1点目の「移管前の保育内容等の継承について」、事務局案では、民間移管であることを鑑みまして、基本的には移管前の保育を継続することを基本としますが、その時々の子どもの様子、興味のあり様に応じて、よりよい保育に取り組むために保育内容を変更することや、工夫することはよいとするものです。一

方、保護者意見では、子どもへの環境変化を最小限にするためには、最低でも1年間は移管前の保育を完全に引継ぐ必要があるとするものです。

2点目の「応募資格について」、事務局案では、他の応募資格要件として「1歳～5歳児までの保育所等の運営経験を5年以上」としており、「定員規模」を要件とするまでの必要性はないと考えているため、条件に記載していないものです。一方、保護者意見では、小規模な保育所の運営経験しかない事業者では、打出・大東保育所の定員規模の保育所に見合った保育経験をもつ保育士を育成できないため、打出・大東保育所の定員数以上の子どもが在籍する保育施設を運営していることを応募資格要件とする必要があるとするものです。

3点目の「職員配置等に関することについて」、事務局案では、「職員配置」は、事業者が保育士の適正を踏まえ、その適性や人材育成等の観点から、責任をもって配置するものであり、職員配置を応募条件とすることは適切ではないと考えております。しかしながら、今回は民間移管ということに鑑みまして、子どもや保護者への環境変化等への配慮から、期間を限定し、職員配置を条件化するものです。一方、保護者意見では、保育の継承、保育の質の低下を防ぐためには、配置される保育士の経験年数は一定以上必要であることから条件化する必要があり、また、それらは、一定期間だけ確保されればよいというものではないため、期間を限定することは適切ではないとするものです。

4、5点目の移管前後の保育の引継ぎにつきましては、事務局案では、他市での実施状況を踏まえ、一定の目処として訪問日数を明示化したものです。一方、保護者意見では、保育を完全に継承するためには、十分な日数を条件化することが必要であり、保護者意見案として示している他市での実施日数の程度は必要とするものです。

最後の6点目「保育所名・クラス名・所歌」は、事務局案では、保育所名等は、今後長く保育所を運営していく事業者が、自身の保育に関する理念や考えを表すアイデンティティであり、これらについては、何らかの条件化をすることは適切ではないと考えるものです。一方、保護者案では、民間移管により、子どもへの環境変化は大きなものとなるため、少しでも変化を減らすことが必要であり、子どもたちが慣れ親しんでいる保育所名等は変更すべきでないとするものです。

事務局からの説明は以上です。

(委員長) 委員の皆様からご質問、ご意見があればお願いします。

【特になし】

(委員長) 特になしでしたら、協議に入りたいと思います。

1点目「移管前の保育内容等の継承について」、委員の皆様からご意見等をお願いします。

(綿貫委員) 前回と同じような内容になりますが、移管することで、環境が大きく変わり、子どもが不安定になることについて心配しています。小さい子でも施設が変わ

れば先生が違うということを理解するかもしれませんが、毎日通っている場所であるのに、急に慣れ親しんだ先生が一度にいなくなることは、子どもにとって怖いことだと思います。子どもができるだけ不安にならないようにするためにはどうすればいいのかを考えています。その中で、移管経験のある園長先生に話を聞く機会がありました。その時に、「保育士は保育のプロではあるが、私立保育園が行っている良いと思う保育を取り入れると子どもが戸惑ってしまうので、今までの公立保育所のやり方をとにかく1年間はやってみることが重要である。」と、おっしゃっていました。私は、このような考えをもつ事業者に来ていただきたいと思っています。「1年間は公立の保育を引継いだ保育を实践すること」と募集要項に明記していただきたいと思っています。

- (委員長) 1年間ということですが、1年を経過した後はいかがでしょうか。
- (綿貫委員) 三者協議会で意見が出てくるようになると思いますが、できれば続けてほしいという意見もあるかもしれませんが、協議の中で事業者からこのようなことをしたいと意見があった時に、保護者が承諾したら変えていくことは可能だと思います。1年目は公立の保育を継承することを念頭に置いてほしいです。
- (鈴木委員) 保育を完全に引継ぐということに関して、捉え方が様々あると思います。何をすれば引継いだということになるのか、具体的に記載しないと、応募する事業者からすれば、何をすればいいのか分かりにくいと思います。職員の配置等もあると思いますが、何を満たせば達成するのか明確にしないと、応募する際のハードルになると思います。
- (綿貫委員) 「資料3-2」に移管前の打出・大東保育所の保育内容が記載されています。こちらが引継いでほしい内容になります。
- (委員長) 完全に引継ぐ内容を精査して募集要項に明記するというのでしょうか。
- (鈴木委員) 「資料3-2」にあるような内容のものをすればいいと思います。
- (綿貫委員) わらべうたの歌い方やプールに連れて行く時の先生のやり方を同じようにしてほしいですが、それは難しいと思いますので、書ける範囲としましては「資料3-2」だと思います。
- (委員長) できるだけ具体的に文字化できて、みんなが共通理解できるようにしなければ、文字でしか募集要項は出せません。保育の展開等に関しましては、「三者協議会において伝達する事柄を遵守させること」と補足事項として入れておき、保護者意見として出てきたことを活動内容として行事、保育の流れ等に完全に引継ぐ内容として募集要項の中に明記することはできますか。
- (事務局岸田) 今の保育が開園当初から同じというわけではなく、公立の中でも工夫・改善をして今の保育があります。毎年、工夫や改善の積み重ねで今があると思います。事業者が変わっても子どもたちに大きな環境変化を与えない範囲での工夫・改善はされてもいいのではないかと思います。
- (綿貫委員) 三者協議会で報告していただければいいと思います。
- (副委員長) 基本的には保護者意見の「1年間は引継ぐ」ということには賛成です。「完全に」という文言が威圧的に捉えられるのではないかと思いますので、そこをどう表現したらいいかだと思います。保育内容の中身につきましては、日々打出保育所で行っている、子どもと先生とのルールをおっしゃっているのかと思いますが、そのことは移管期間の間に協議されると思います。必要があれば三者協議会で話し合うということをどこかに記載しておけば、事業者も無茶なことはされないといいと思います。いきなり全ての保育のやり方が変われば子どもは混乱

すると思いますので、少しずつ変化するという流れがいいのではないかと思います。

(野村委員) 「完全に」という言葉を外した方がいいと思います。毎年、経験上ですが、先生方はその年のカラーに合わせて、全員が参加できる行事内容を考え、変更があれば保護者に説明した上で実施されていきました。全て同じにしなければいけないということを決めてしまうことが、子どもの成長を制限してしまうのではないかと思います。

また、前年度からの合同保育があり、4月に一斉に先生が変わるわけではありません。保護者としては心配だと思いますが、事務局案に「継承を基本とし」という文言がありますので、そこを大事にしている事業者を選ぶことが私たちの役目ではないかと思います。

(委員長) 少しまとめさせていただきます。基本的には1年間は公立の保育を引継ぐことを選定委員会としましては合意します。その中で「完全に」という言葉に対する論議を行いました。何を達成すればいいのかという資料を作るという意見と、子どもの状況によっては完全に引継げないこともあるので、「完全に」という言葉は無くすべきだという意見が出ました。

「完全に」という言葉を入れるのであれば、事業者の方でその確認ができるようにしていただきたいと思います。補足事項としましては、保育の方法や内容に関して、三者協議会の中で論議できるように記載していただきたいと思います。

2点目「応募資格について」、委員の皆様からご意見等をお願いします。

(野村委員) 定数以上ある保育所がいいのはもちろんですが、数人足りないだけの施設の場合、その事業者に応募資格が無いと言われると、どうなのかと思います。定数条件はいらないと思います。選定委員会の中で事業者がどのような施設を運営しているのかを見て選定し、ほぼ同じ規模の施設をいくつか運営しているのであれば、それは参考にできるのではないかと思います。

(副委員長) 条件は無くてもいいと思います。小規模保育事業所しか運営していない事業者が応募された場合の保育の質についてご心配されているのだと思います。様々な事業者がいることも把握していますし、保育の展開が違うことも理解しています。仮に条件に入れなくても、書類を見て、面接をして、現地に足を運ぶという選定の過程の中で心配は払拭されるのではないかと思います。

(矢尾委員) 令和4年4月の移管年月日が動かせず、今年度中に絶対決めなければならないことを考えると、伊勢幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園の選定では、2事業者しか応募されていないため、小規模保育事業所しか運営していない事業者が選定されてしまうのではないかと不安があります。

(事務局岸田) 適切な事業者ではないが、選定しないと令和4年4月に民間移管ができないということでは、本末転倒ですので、子どもたちに不利益が生じるような選定はいたしません。その場合は選定せず、移管時期を改めて考えるよう調整します。日程ありきではありません。

(委員長) 今まで該当者がいない場合は選定をやり直すという姿勢で行って来ました。「この中から決めましょう」という決め方はしません。今までありませんでした。

(矢尾委員) そうであれば、問題ありません。

(委員長) これは予測ですが、小規模保育事業所しか経験されていない事業者は応募しないと思います。小規模保育事業所は定員が19名です。今回は60名と90

名で年長児までいます。これは経験が無いと運営していくのは難しいと思います。

(鈴木委員) 応募しようと思うような条件でないと、事業者も応募されないと思いますので、応募条件はできるだけ少なくして後から選定すればいいと思います。

(綿貫委員) 日程ありきでなければ問題ないと思います。

(委員長) 肯定的な公募の方がよりよい選定ができると思います。最初から条件付けをしない方がいいと思います。

選定委員会として、定員数の応募資格の条件は無しということで合意させていただきます。

3点目「職員配置等に関する事について」委員の皆様からご意見等をお願いします。

「資料3-4」の「既出意見」の欄をご覧ください。「市から公立の職員を派遣するなどのサポートを確約すること」という意見のところ、前回の委員会では公立の職員を派遣するなどのサポートをするのはどうかという意見もありました。

私が感じたことは、このことをきっかけに芦屋市全体で保育の質を向上していただきたいです。教育センターのようなものは無いかと市に確認しましたところ、打出教育文化センターという施設があるそうです。そこで保育士、幼稚園教諭、小学校教諭を含めた方々の研修等をするシステムがあるそうです。そちらは学校教育が中心とのことでしたので、そこに保育のセクションを作ってください、研修だけではなく、現場指導の派遣業務ができないのかということは検討していただきたいという話をしました。市の予算を使っていかなければいけませんし、そのような人材を確保できるのかという問題もあります。実施の段階では様々な問題があると思いますが、せつかくの機会ですので、芦屋市全体の保育の質を向上できるような制度を作られてはどうかと思います。

1年間は公立の保育を基本的に引継ぎますが、保護者からはその後も公立の保育を継承してほしいという意見でした。週1回はアドバイザーから意見をもらうようにする等、柔軟に考えることはできないでしょうか。

(事務局岸田) 補足させていただきます。先ほど、打出教育文化センターにつきまして、学校教育が中心との話がありましたが、こども・健康部でも「市立幼稚園・保育所のあり方」を進めた段階で似たようなことを行っております。

(事務局伊藤) 保育の質の向上を図ることは、従来から必要なことだと認識していますので、芦屋市では3つの取組みを行っております。

1つ目はこども・健康部で就学前の教育・保育に関する研修を実施し、私立の先生にも参加いただいています。また、打出教育文化センターで行っている研修に私立の先生も参加できるようにしています。

2つ目は子育て推進課に現場の保育士1名、教育委員会から幼稚園教諭1名を配置しています。その2名が私立園の巡回を行い、保育のアドバイスや情報共有をしています。新設園は月1回、2年目以降の施設については2、3か月に1回の頻度でアドバイスや助言を行っています。

3つ目は今年度から私立も含めまして、保育に関する自己評価の冊子を作成し、保育を自己評価しながら確認していただくことを始めています。

(委員長) 新たな制度は難しいので、既存の制度を使いどこまで補うことができるのか考える方が実用的ですが、就学前の研修で直接的に現場の実状に対してアドバ

イスをすることは難しいですし、自己評価も自分の保育の見直しには使えますが、芦屋市の保育を実際の保育の中に伝えていくというシステムには使用しづらいです。巡回指導はどこの自治体でもされていると思います。

今回の保護者からの課題を踏まえ、移管したところは週1回でも訪問し、例えば金曜日に保育を振り返り、どのような保育を行われたのか、その時に自己評価を使用してもいいと思います。そこにいる保育士がやりがいを感じられるような方法にしないと、働き手の気持ちもあると思います。公立の先生が私立の先生を指導するようなものが毎日続くことは、現場の先生も大変だと思います。それよりも、週1回のカンファレンス会議を持ち、そこでお互いの保育の検討をする方が実務的だと思います。事務局にお聞きしますが、そのような制度が現在もあるのであれば、もう少し充実できるような方策を考えることは可能でしょうか。

(事務局伊藤) カンファレンス方式につきましては、サポートの枠組みを新たに作るの難しいですが、移管に関しましては、現場の負担にならないような引継ぎや保育アドバイスは打出保育所と大東保育所に関しましては可能ではないかと思いません。

(委員長) 公立の保育を継承し、保育の質を担保するという論議をしていますが、移管後も定期的に公立の先生に来てほしいという意見とアドバイスシステムはできないかという意見がありますが、ご意見を伺いたいと思います。

(綿貫委員) 委員長がおっしゃっていたのは、令和7年度までは条件を付け、それ以降にアドバイスシステムはどうかということでしょうか。

(委員長) 令和5年度以降です。

(綿貫委員) 1年間は引継ぎ保育を行い、令和5年度以降、保育の質の低下がないようにアドバイザー派遣ができないかということでしょうか。

(委員長) はい。

(矢尾委員) 「市から公立の職員を派遣するなどのサポートを確約すること」という既出意見は私が前回発言したものです。

令和4年度から7年度の間は保育士に対して経験年数等の条件がありますが、令和8年度から条件はありません。新人の先生ばかりにならないかということです。そのような場合には、他市では市の職員が現場に入り、新人をサポートするような制度がありますが、芦屋市では考えていませんか。という趣旨で発言しました。

(委員長) どこの市もされていると思います。新人研修は必ずあります。

(矢尾委員) 新人研修ではなく、例えば、大量退職で保育士の確保が難しくなった場合、市の職員がその施設に入り、保育業務を行っている自治体もあります。芦屋市では考えませんか。

(事務局伊藤) そこまでの事態に至った場合、保育の継続を考えないといけませんが、予めそのような仕組みを持っていることはありません。他市でも予め市の保育士を派遣するというのを制度として持っているということは聞いたことがありません。実際に、保育の継続が難しくなった場合、保育を継続する手段として検討することになるのではないかと思います。

(矢尾委員) 期間を過ぎると保育士が新人ばかりになる等、経験をせっかく積んだのに、解雇され、人件費が安い人ばかりになった場合、市はどのように考えていますか。引継ぎ保育の期間が終わってから市のアドバイザーの訪問や保育を見てくれる制度があれば保護者としては安心です。

(委員長) 令和4年度について、保護者案では1年間期間が決まっておりますが、だいたい保育が安定するのは9月頃です。運動会が終わった頃には大きな問題がなければ安定してきます。その頃から徐々に任せるといことです。安定期に入るまでは公立の先生と一緒に働いたとしても、安定期になってきたら、週1回なり月1回のカンファレンスを行う方がいいのではないかと思います。

この条件ですと、保育士の年齢構成が高くなるのではないかと思います。全ての年齢の経験が無いと保育が上手くできないのではないかというお気持ちはよく分かります。ただ、それだけの経験を問うと、保育士たちが高年齢化するので、厳しすぎるのではないかというのが前回の意見です。

(綿貫委員) 年齢や経験に関してですが、全年齢の経験は施設長と主任保育士に限定して設定しています。保育士を指導する立場ですので、経験の無い年齢があるのはどうなのかと思います。また、15年の実務経験の中で担当したことが無い年齢は無いだろうと思い、記載しています。施設長の実務経験15年、主任保育士も15年に設定している理由として、施設長の経験年数15年は、公立の平均が30.8年、私立の平均が16.8年であり、15年は公立の保育を引継ぐには妥当な年数ではないかと思います。主任保育士につきましても、公立が21.9年、私立が13.8年であるため、15年に設定しています。

「概ね」については、「必ずしも上回ることを求めるものではない」と記載されておりますので、下回ることを前提であれば、主任保育士は15年以上にしていだきたいです。クラス担任につきましても、全ての年齢ではなく、1～2歳を1年と3～5歳を1年以上としています。実務経験5年以上の先生が1クラスに1名以上ですので、担任が2名付くとすると新人と5年目の場合もあり得ると思います。そうすると、高年齢にならないのではないかと思います。

(副委員長) 「概ね」に抵抗がある感じでしたが、概ね15年とした時に7年目の方にはならないと思います。「概ね」を付けてもいいのではないかと思います。

また、新人の先生の一人担任への不安感が強いと思いますので、それを募集要項に記載したらいいと思います。「新卒者に一人で担任を任せない安定した運営をする。」と加えることが事業者にとってハードルにはならないと思います。新卒者がいきなり一人で担任を持つことはまずあり得ません。事業者も子どもへの影響を考えますし、長く勤められるように複数担任から始めます。条件に入れても問題はないと思います

(野村委員) 細かく条件を決めるのではなく、気になれば面接で質問し、確認したらいいと思います。分厚い募集要項よりも、シンプルで分かりやすい、応募しやすい条件を書いていく方がいいと思います。クラス担任についても、1年以上として、後は選定委員会で判断したらいいと思います。

(綿貫委員) 「新卒者を一人で担任させないように」ということを募集要項に入れることは可能でしょうか。

(事務局伊藤) 募集要項に入れることは可能です。しかし、他市の募集要項も確認しましたが、そのように書いているところはありませんでした。あまり考えにくいことだからだと思います。職員配置に関しましては、育成も含めて事業者が判断するところですので、何らかの意図を持って配置するのであれば、万全のサポートの中配置すると思います。基本的には事業者が判断して配置するものだと考えていますが、記載することは可能です。

(副委員長) 他市で書かれていないのはそうだと思います。しかし、今回大事なことは、

芦屋市で初めて民間移管を行うということです。保護者が不安な点を解消できるのであれば、必要かと思います。記載することが決まりに抵触するわけではないのであれば、書かれる努力はされるべきだと思います。常識的に考えて新卒者に一人で担任を任せないのは分かりますが、大事なものは明文化されて、最初にこれが条件だということを出しておくことだと思います。もし新卒者を一人で担任させるのであれば、よっぽど大変な事業者なのだと思いますので危機感を感じます。もしもの時のために大事な文章だと思います。その上である程度条件に関しては厳しくせず、選定の中で見ていくことがいいと思います。

(鈴木委員) 条件を付ければつけるほど参入は消極的になるのではないかと思います。低いハードルにして後から選ぶ方がいいと思います。

また、ここのポイントで2つあると思います。

1つ目は保育の質が担保されるのかどうかだと思います。移管に関わらず、保育の質は市の巡回等で担保されるはずであり、自己評価も取り入れたとのことです。移管施設に限らず市は各施設を見ていくことになるのではないかと思います。経験年数と保育の質は関係ないのではないかと思います。

2つ目は市の保育を引継ぐという点ですが、事業者の姿勢や施設長の考え方があると思いますので、経験年数を上げることで、引継ぎが担保されるということではないと思います。そのような理由から、経験年数を高くする必要はないと思います。

(委員長) 論点は「概ね」か「以上」かだと思います。

(事務局岸田) 概ねの表現の説明書きを「資料3-1」「14 職員の配置等に関すること」で、「必ずしも上回ることを求めるものではない」と記載していますが、下回ることを強調しすぎるところがありますので、その表現を割愛することは可能だと思います。

(綿貫委員) 割愛できるのであればしていただきたいと思います。

(委員長) 全体的な意見をまとめると、厳しい条件を付けない方がいいという意見が出ました。「概ね」か「以上」かという件では、「概ね」という表現で記載した方が応募の幅が広がるのではないかと委員会意向になるのではないかと思います。

(事務局伊藤) もう1点、新卒者に一人で担任をさせない件につきましては、表現を検討したいと思います。

(事務局岸田) 明記する方向で考えたいと思います。

(副委員長) 表現方法ですが、「不可とする」ではなく、「安定的な保育を展開するために」等、理由を明記していただければ不自然ではないかと思います。

(野村委員) 職員の配置について、事務局案は「期間限定」で、保護者案は「期限設定しない」とのことで、こちらも大きな違いだと思います。

(委員長) アドバイスシステムを持つことにより、「永久にこの配置にしなければならない」という条件は外してもいいのではないかと思います。

(綿貫委員) 「概ね」の件につきまして、事務局が言っていたように、「必ずしも上回ることを求めるものではない」という文言を削除していただければ、「概ね」を付けていただいてもかまいません。主任保育士に関しましては、10年以上となりますと、7年目の可能性もあります。私立でも13.8年の平均経験年数があります。「概ね」を付けるのであれば経験年数を15年にしていただきたいです。

- (事務局伊藤) 事務局としましては、年数で決めているものでありませんが、施設長と主任保育士に求める資質・能力には一定の差はあると考えていますので、共に経験年数を15年とすれば、その差はどのように考えるのかということがあります。施設長の方がより高い資質・能力が求められますので、その部分で差があります。市内の私立の主任保育士の平均経験年数が13.8年ですが、そこを15年にすると、半数以上の施設が条件に合わなくなります。ハードルが高すぎるのではないかと考え、施設長を15年、主任保育士を10年にしています。
- (鈴木委員) 平均経験年数ですが、その人が主任保育士に初めてなった時の経験年数ですか。
- (事務局伊藤) 平成30年度のデータになります。
- (鈴木委員) そうであれば、主任保育士になった時はもっと前だと思います。主任保育士を10年していた場合、10年前の経験年数はもっと浅くなります。主任保育士になった年が経験何年目だったのかというデータはありますか。
- (事務局伊藤) ございません。
- (矢尾委員) 主任保育士になった時は確かにそうだと思いますが、「保育の質が変わらない、保育内容も変わらない」という説明を芦屋市から聞いた上で、最初は20年で提示していましたが、芦屋市からは高すぎるとのことでした。保育の質が変わらないものを担保するものとして、同じ経験年数の方が来たら変わらないという保護者の意見がここに反映されています。確かに、主任保育士になられた時はもっと若かったと思いますが、主任保育士業務を打出・大東保育所から引継ぐに当たり、同じ経験年数の方が来られたら安心だということです。
- (副委員長) 「概ね」なので下回ることにはあるかと思いますが、「概ね15年以上」にしたらいと思います。
- (鈴木委員) 主任保育士は施設で1名でしょうか。
- (委員長) 基本的には1名ですが、施設の規模によって異なります。
- (鈴木委員) 主任保育士になれるのは、施設長になる手前の人だと考えると、施設長と同じ年数にしてしまうと、応募事業者は減るのではないかと思います。
- (委員長) 例えば、施設長よりも主任保育士の方が年上になる可能性もあるのではないかと思います。
- (事務局岸田) 公立と私立では公立の方が経験年数は長くなるという実態があります。そのため、引継ぎ前、引継ぎ後に「このようなことをしましょう。」と提示しています。経験年数に多少の開きがある実態はありますので、今の公立と同じ経験年数を求めると、ハードルを上げてしまうことになるのではないかと思います。そのため、前後1年間、もしくはそれ以降フォローしていくということです。
- (矢尾委員) 市内の私立施設の主任保育士の経験年数の平均が13.8年ですので、13年にしてはどうでしょうか。
- (野村委員) それは今の経験年数であり、主任保育士になった年ではありませんので、10年にして、どのような方を提案されるのかを選定を見て、7、8年であれば、事業者として主任保育士をどう育てるのか問うところだと思います。
- (矢尾委員) 伊勢幼稚園敷地における幼保連携型認定こども園の公募では主任保育士についての記載がありませんでしたが、提出資料に追加することは可能でしょうか。
- (事務局伊藤) 主任保育士予定者として欄を追加することは可能です。経験年数を13年とすると平均ですので、数字上は市内施設の半分が応募できません。選定の中で施設としてどのような意図でどのような能力を認めて主任保育士として提案し

たかということを知ることができないのではないかと思います。

(委員 長) 単純に考えると、10年だと各クラスを2回は経験しており、15年だと各クラスを3回は経験している計算になります。

(野村委員) 主任保育士は施設長とクラス担任との間で一番難しいポジションになると思います。そのため、あまり年齢が上がり過ぎない方がいいと思います。

(委員 長) 主任保育士は中間管理職であり、保育士と施設長との調整役です。経験年数は10年でいいように思います。

(副委員長) 10年くらいの経験で大体30代だと思います。15年を求めると結婚や出産の関係もあり、退職される方もおられ、応募する事業者の間口が狭くなるのではないかと思います。主任保育士になられる年齢やライフスタイルを考えると、経験年数を10年にしておいて、審査の時に主任保育士予定者の履歴を見せていただき、面接に同席してもらう等の工夫をすることで見極めていくことも一つだと思います。

(矢尾委員) 選定委員会で実際に主任保育士について面接等で評価できること、主任保育士の資料を提出してもらえ、必ずしも上回ることを求めるものではない」という文言を削除していただければ、事務局案でもいいと思います。

(委員 長) 選定委員会としての意見は、主任保育士の経験年数は概ね10年とさせていただきます。

クラス担任は具体的にはどのような表現になりますか。

(事務局伊藤) 表現方法は考えさせていただきますが、副委員長がおっしゃっていた、保育を安定的に実施するために、新卒者をクラス担任に充てないようにすると表現するのか、違う表現になるのかですが、「安定的な保育を実施するためにクラス担任の保育には比較的に経験のある職員を配置すること。」という趣旨の文言を付加することはできます。基本的には文言を追加したいと思います。

(綿貫委員) フリー保育士について、事務局案では「基準に基づき1名配置」と記載されていますが、前回の募集要項案には記載されていませんでしたが、追記されるということでしょうか。

(事務局伊藤) 90人以下の定員の施設にはフリー保育士の配置が必要になりますので、募集要項に記載は必要ないと考えています。特別な部分のみ募集要項に記載しています。

(綿貫委員) 募集要項に記載しないことには変わりありませんか。

(事務局伊藤) 記載はしませんが、1名配置の基準がありますので、配置はされます。加配につきましては、基準がありませんので、募集要項のインクルーシブ教育・保育の中で配置をしてくださいと別途表記しています。フリー保育士につきましては、記載はありません。

(綿貫委員) 児童数が90名を超えた場合でも、フリー保育士は配置されますか。

(事務局伊藤) はい。

(委員 長) 厚生労働省で配置が決まっています。こちらで変更することはできません。

(綿貫委員) 分かりました。

(委員 長) 期間について何か意見はありませんか。

(鈴木委員) 3年経つと移管した事業者も運営が安定してくると思いますので、施設長や主任保育士も経過を得て役職に就いていると思います。役職に就く経験年数を事業者内で決めている事業者もあるかもしれませんが、仮に主任保育士の経

験を10年として、事業者の規定が8年だとすると、その施設では事業者内の規定では主任保育士になれるのに、10年経験するまで主任になれなくなります。事業者に任せた以上はそこまで求める必要はないのではないかと思います。経験年数が足りないからダメだとそこだけを見てリスクを最初から抑える必要はないのではないかと思います。限定条件で募集しなくてもいいのではないかと思います。

(委員長) ハード面で固める必要性も分かりますし、大事なことだと思いますが、保育の質で大切なのは人間関係です。

(事務局岸田) 令和4年～令和7年ということがポイントだと思います。募集要項の中で「移管後4年度間（令和4年度から令和7年度まで）において付す条件とするが、令和8年度以降はそれぞれの職に応じた資質・能力を備えている者を配置すること」とただし書きを加えるのはいかがでしょうか。

(委員長) 職に応じた方を配置するということですね。いかがでしょうか。

(副委員長) 私としましては、民間移管をしたら、事業者のやり方もある程度尊重しないといけないと思います。あまり、縛りをつけ過ぎることも違うと思います。期間限定はある程度するが、その後のことは先ほどの事務局案でいいと思います。

(野村委員) 令和8年度以降も同じ気持ちで保護者と市も考えているということに記載することで、ここではこのような資質を求められているという気持ちで応募していただけたと思います。実際は経験年数が少し足りなくても、事業者内で力量を見て、しっかりと考えて配置すると思います。

(矢尾委員) 事業者と保護者が協力して保育を考えていかないといけないと思いますが、三者協議会が令和5年度までになっています。

(事務局伊藤) 打出・大東保育所に特化して三者協議会のようなものを継続していくことは、難しいです。

令和5年度まで民間移管に関しての調整をさせていただき、それ以降は他の私立園と同じような対応をしていくことになると思います。市はどこかで離れる必要があると思います。

(事務局岸田) 三者協議会を行ったとしても、三者協議会の中で主任保育士等の人事を決めることはできないと思います。そこは事業者に任命権がありますので、年数制限は令和7年度までですが、令和8年度以降も職に応じた方を配置するという表現を加えることがいいのではないかと思います。

(委員長) 国の保育の状況も変わってくると思います。今、保育業界が動き始めており、保護者の力がより大きく評価されるようになると思います。そのため、あまり縛りを入れると、逆に古いままの運営形態になるという懸念があります。保育が動いているので、今までのやり方に拘ると、いい改革にならないのではないかと心配しています。

(副委員長) 様々なことを考えると、条件を細かく定めるよりも、令和7年度が終わった時にどうあってほしいのかということに注目すべきだと思います。否定的なことばかりを記載すると、応募する側も大変だと思います。

保護者の方も条件を付けることだけを目的とされていないと思います。子ども環境が激変することを避けたいから様々な意見が出ているのだと思います。そうであれば、園と保護者が話し合いをする機会を設けることができるような文言を入れる方がいいのではないかと思います。事業者にお願いする以上、ある程度の期間を最後にして、その後は保護者と園で保育所を作り上げていく

ようにした方がいいと思います。

(委員 長) 保護者の方が意見を出し、保育に参加することができるような体制づくりをする方がいいと思います。三者協議会が保護者との懇談会になり、意見交換をしながら保育を行うということがいいと思います。不安な気持ちも分かりますが、せっかく変わるのであれば、新たな体制を作る方がいいと思います。新しい方向性が生まれるような開放性を持たせた方がいいと思います。

(矢尾委員) 条件については、実態に合わせるというのであれば、事務局案でもいいと思います。令和8年度以降も保護者と一緒に保育を向上させるというような文言を入れていただき、募集後のことも考えていただければ、期間を限定することも同意できます。

(事務局伊藤) 「資料3-1」の冒頭に「子どもの健やかな成長と発達のため、事業者と保護者が子どもの育ちを支えていくことに関する思いや理解等を共有し、両者の役割分担と連携・協力のもとで保育を行うもの」と記載しています。もし他に明記するところが必要であれば、どこに記載するのかは考えないといけません。明確に再掲することは可能です。

(野村委員) 提出資料に記載する欄を設けることは可能でしょうか。

(事務局柘井) 誓約書や協定書の中に記載する欄があります。

(野村委員) もう少し詳しく記載することはできませんか。そうしていただくと選定しやすいのではないのでしょうか。

(事務局柘井) 申請書類の中で謳っていますので、担保できるのではないかと思います。

(綿貫委員) フリー保育士の条件は特に考えてはいませんか。条件が無くても特に問題無いということでしょうか。保護者から見ると、フリー保育士も大事な役割を担っています。フリー保育士の方も全般にスキルが必要だと思います。

(事務局伊藤) 公立保育所でも、フリー保育士の配置は年度により様々です。以前は新規採用の者を配置している年もありました。年齢構成上の理由もありますが、逆に経験者を配置することもあります。また、非正規の方に担っていただくこともあります。公立保育所でもフリー保育士には条件がありませんので、公募につきましても、実態を考えますと、条件は考えていません。

(綿貫委員) 分かりました。

(委員 長) 4点目「移管前年度（令和3年度）における移管対象施設への訪問」について、委員の皆様からご意見等をお願いします。

論点としましては、移管前年度の流れを保護者案にするのか、多少緩和するののかということだと思います。

(矢尾委員) 確認ですが、事務局案の担当保育士は週1日から頻度を増やすと記載がありますが、週1日とは、4人の保育士が来ると考えて、まとめてくるのか、ローテーションで来るのか、どのように考えていますか。

(事務局伊藤) 打出・大東保育所は1歳児から5歳児まであり、それぞれ担任予定者がいると思います。クラス毎の予定に応じて現場の先生と相談いただきながら進めるイメージです。同じかローテーションかまでは決めていません。

(矢尾委員) 1月から合同保育が始まり、週1日と記載はしていますが、最初だからできるだけ多く来てほしい、週案を見てこの日に来た方がいいとなった場合、クラスによっては1月でも何回か来る等想定はされていますか。

(事務局伊藤) 民間移管を引き受けた事業者と現場とが保育の内容を踏まえて決定し、三者協議会で事前に報告するような形にしようと考えています。ここに記載してい

る事務局案は最低条件です。これ以上来たらいけないということではありません。目安として記載しています。

(綿貫委員) 1人あたり1日なのか、担当保育士予定者の中で1人が来たらいいのかどのように考えていますか。

(事務局伊藤) 例えば、1歳児担任と2歳児担任とは別々で考えています。クラスを引継ぎますので、週1回がどこかのクラス担任が来たらいいというようには考えていません。

(委員長) どのように記載されるか分かりませんが、大きく変わるものではないと思います。これまでの論議の中で、引継ぎ方法につきましては、チェックリストを引継ぐことや、カンファレンスを持つ等である程度解決されるのではないかと思います。

(綿貫委員) 10月に大きな行事が多いのではなく、運動会が10月にあり、その後に生活発表会等が続きます。10月から担当保育士予定者には週に2、3日は訪問していただきたいです。

4月～12月の間も事務局案では担任保育士が実際に移管対象施設に来て見ることがありません。行事をするに当たり、担任予定の方は絶対に何日来ないといけないということはありませんが、4月～12月の間は来ることができる時にローテーションでもいいので、1人でも2人でも見てほしいということで、随時訪問と記載しています。

施設長と主任保育士が来るからいいのではないかという意見もあるかと思いますが、クラス担任の動き方と施設長や主任保育士の動き方とは違うと思います。実際の保育を見る人数が多ければ多いほど、引継ぎがよりよくなると思いますので、来ることができる時に来るという姿勢を取ってほしいです。

(副委員長) 私は移管前に関しては保護者意見でも構わないと思います。移管後よりも前を手厚くする方が大事だと思います。むしろ、移管前のところで訪問頻度を徐々に上げていくということは意味があるのではないかと思います。引継いだ後はある程度事業者にお任せするものになりますので、事務局案にした方がいいと思います。

(鈴木委員) 質問ですが、引継ぎを受けるために事業者は職員を派遣しますが、そのコストはどこが出しますか。引継ぐ側が負担しますか、それとも、市が負担しますか。

(事務局伊藤) 市の判断にはなりますが、他市でも民間移管をしているところにつきましては、民間から派遣された回数に応じて金額を出すということをされていますので、市側が負担するようには考えています。

(鈴木委員) 市側が負担するのであれば、派遣してもいいと思います。事業者の負担で派遣するのであれば、人手が足りなくなるかもしれませんので、費用負担があるのであれば、いいのではないかと思います。

(事務局伊藤) 費用負担する方向で考えていますが、どこまで出すのかというところがあります。おそらく民間から派遣される方はどこかのクラス担任をされている中で来ていただくことになりますので、仮に週5日来ることになる、自園に穴が開きますので、その負担はあるのではないかと思います。

(委員長) 同じ事業者内だといいますが、違う事業者から採用していたら、勤務している施設で担任をしながら週何回か抜けることは厳しいのではないかと思います。現実的に考えると、事業者内だとローテーションを考えることもできま

すが、他の事業者で働いていて、週何回か休むことになるので、そこをどのように考えるかは疑問です。

(副委員長) 新規園を作るのと民間移管を請け負うことでは事業者にとっても意味合いが異なります。受ける側にも覚悟が必要ですし、ある程度応募条件が分かっていますので、人員を確保しています。保育の引継ぎをしっかりとしようと思うと、前年度も手厚く見ていく必要があると思います。

(委員長) 現実的に考えると、12月に採用し、自宅待機するような形にしないといけないと思います。

(副委員長) 新規採用の方ばかりの配置はしないと思います。

(委員長) 事業者内で補うことができるということでしょうか。

(副委員長) はい。

(委員長) かなり大手事業者でないと厳しいと思います。

(副委員長) 大手が常態的に保育士を確保しているところだと思います。

(委員長) 保護者案はとてもいいと思います。しかし、現実的に考えると、保護者案を採用することによって、それだけの力量のある事業者しか応募できないということもあります。

(事務局伊藤) 事務局案では1月から一定頻度となっておりますので、保護者案と大きな差異はありません。保護者案と事務局案で大きく異なるのは4月～12月だと思います。その部分につきまして、事務局案は最低条件になります。4月～12月に来てはいけないということではありません。行事の時には他市でも来られておりますので、その分の支払いも考えております。「随時必要性に応じて訪問すること」ということを記載するのはいかがでしょうか。

(委員長) 随時定期的という表現に変わるということでしょうか。

(事務局伊藤) 「定期的」ではなく、「行事等必要性に応じて随時訪問すること」等にしたいと考えています。

(野村委員) 担当保育士予定者の方が在籍している園のこともありますし、そちらと調整しながら訪問するということがありますので、「随時」という言葉でお互いが気持ちよく引継げるようにするのが一番だと思います。

(副委員長) 自分がもし引継ぐ側の保育士だったとすると、不安だと思います。随時であっても、前年度の4月以降はいつでも見に来てくださいますということを明記する必要はあると思います。1～2月につきましては、週1日になってはいますが、1日以上としていただきたいです。3月の毎日はそのままでいいと思いますが、1～2月は1日以上にしていきたいと思います。

(委員長) 選定委員会の意見としては、担当保育士予定者について、令和3年4月～12月までは随時訪問していただき、令和4年1月～2月は週1日以上とします。

(綿貫委員) 移管前年度の施設長予定者及び主任保育士予定者について、事務局案では月5回になっておりますが、引継ぎは可能なのでしょうか。移管直前の1月からは週3日から頻度を上げていただきたいです。はっきりと記載されていないので、書かない理由は事業者の都合もあると思いますが、いかがでしょうか。最低のことを考えてしまいますので、施設長と主任予定者は3月でも週1回しか来ない状況でも大丈夫でしょうか。

(副委員長) 回数が多い方がしっかりと引継ぎはできると思います。

(綿貫委員) 不安なことは、市としては幅を持たせるために回数を明記されておきませんが、目に見えて分かるものを信頼してしまいますので、せめて1月～3月は日

にちを出していただきたいです。

(事務局伊藤) 担任保育士予定者のところだけ、1月以降の回数を明記していますのは、役割として、子どもや保護者との関係づくりの1つの指標になるのではないかと考えたからです。

その他の職種につきましては、回数よりも、必要な内容に応じて変わるのではないかと思います。週5日の中で何をするのかになると思います。週5日行くことが必要な期間もあると思います。例えば、運動会について、引継ぎの関係で日々訪問することもあると思います。施設長はマネージメントが大きな部分になりますので、回数を決めるのは難しいのではないかと思います。

(副委員長) 施設長は確かにマネージメントする立場ではありますが、毎日子どもと顔を合わせることにありますので、子どもは園の先生だとみえています。立場は違うけれど、子どもとの顔つなぎという考え方で言うと、年度末に週何日以上と記載してもいいと思います。

主任保育士は仕事が多くなると思います。引継いで担当保育士から質問を直接受ける立場です。仕事の内容を把握しておかなければならないと思います。主任保育士の方が頻度を上げて訪問するようなことも必要だと思います。

(委員長) 現実的に考えると、人員確保ができるのかどうかだと思います。

(事務局岸田) 施設長と主任保育士について、令和3年12月までは記載のとおりとしまして、令和4年1月～3月について、「週1～2日以上必要に応じて随時訪問する。」という表現はいかがでしょうか。

(綿貫委員) 最低ラインを見てしまいます。必要があるとしても行ける状況ではないので行きませんとなるのではないかと不安です。週何日と記載していただいた方が安心です。必要に応じて随時ということは最初から当たり前の話だと思います。副委員長が先ほどおっしゃっていたのは、主任保育士は1月から、より頻度を上げた方がよい、施設長については、3月は子どもとの関係の構築もありますので、回数が多い方がいいということでしょうか。

(副委員長) 保護者案がベストだと思いますが、ある程度頻度を確保することを考えるのも一つだと思います。主任保育士がそこまでの日数を確保できるのかと思います。実際に民間移管になった時に、自分の立場が分かっていたら心配で来られるとは思いますが。どこまで明文化するのが難しいです。落とすところで週2日以上と明記するのはいかがでしょうか。

(野村委員) 施設長と主任保育士が1つの枠ですが、施設長を1つの枠にして、主任保育士と担任保育士予定者とで1つの枠とし、先ほどの担任保育士予定者案にすることはできませんか。

(事務局伊藤) 人員を派遣する側から考えると、施設長と主任保育士は代替をアルバイトにすることが難しい職種になります。担当保育士は複数担任のこともありますし、主任がカバーするなどあると思いますが、施設長や主任保育士の代替は応募する以上は考えていただかないといけません。置き換えが難しいのではないかと思います。

(野村委員) 主任保育士には全体を多く見ていただきたいと思います。そのため、施設長と主任保育士が同じ頻度よりも、主任保育士は担当保育士の訪問頻度に近くする方がいいのではないかと思います。

(事務局岸田) 週2日以上としまして、必要に応じて随時としたいと思います。

(野村委員) 分けて書かないと、一緒に行動しないといけないように感じます。考え方が

違う，訪問していただきたい頻度が違うことを示した方がいいと思います。

(委員 長) ずっと1日一緒にいると大変ではないかと思います。

(鈴木委員) 週何日というのは，丸1日ですか。

(矢尾委員) 丸1日のつもりでした。

(鈴木委員) 1日仕事を見るのも一つだと思いますが，何をするのかなと思いました。

(事務局伊藤) 事務局では頻度も時間も実態に合わせて，事前に事業者と市で相談するというを考えていました。

(委員 長) 1日ずっと一緒にいると対立しないかという懸念があります。

(副委員長) 子どもとのことを考えると，頻回に来ていただく方がいいと思いますが，施設長と主任保育士の条件を満たすのはなかなか難しいのが現状です。事務局提案の1～2日以上必要に応じてというところを出しておいて，実際に始まると来ないといけなくなると思います。それは，現場でやり取りされたらいいと思います。ここで落ち着くのが妥当ではありませんか。

(矢尾委員) 落としどころだと思います。保護者案が通ればいいと思いますが，毎月三者協議会が行われると聞いておりますので，そこで報告することを明記していただきたいです。

「資料3-1」の「21 移管前の保育内容の継承等に関すること」のところに，訪問頻度等に関しては「市と事業者が協議のうえ各月の訪問予定を調整するものとする」と記載がありますが，それについて，保護者に報告する等の文言を入れていただきたいです。

(事務局伊藤) 「資料3-1」「21 移管前の保育内容の継承等に関すること」の「(3) 三者協議会の設置について」の項目に「情報共有や協議等を行うことにより，必要な調整や課題整理等を行う」と記載しています。様々な情報提供，報告があると思います。訪問頻度についても，ここの中で報告することは考えています。どこまで何を報告するのか募集要項で列挙することまでは考えていません。

(委員 長) 事務局案でいかがでしょうか。

(綿貫委員) 1月以降は週2回必要に応じてということでもいいと思います。

(委員 長) その時に三者協議会も入りますか。

(事務局伊藤) 報告はさせていただきます。

(委員 長) 5点目「移管年度（令和4年度）における，市職員の移管後施設への訪問等」について，委員の皆様からご意見等をお願いします。

前年度に上手く引継ぎが行われれば，前期の間は繋がっていても，後期は距離を置いた方が上手くいくのではないかと思います。5月まではどこも不安だらけだと思います。6月になると気持ち的に開放的になり，その辺から安定的になるのではないかと思います。私は6月まででいいのではないかと思います。

(綿貫委員) 引継ぎ保育に参加する公立所長と保育士は合同保育に参加した所長と保育士にしていきたいです。前年度にいた信頼している保育士がいて初めて子どもも安心して過ごせると思います。移管前後を知っていることで，保育士同士がスムーズに情報交換を行えると思います。保育士の人数は少ないと思いますが，その少ない人数で成功させるためには必要な条件だと思います。

(事務局伊藤) 必ずとは言えませんが，合同保育に参加した所長と保育士で行いたいと考えています。

(綿貫委員) 「原則として移管前訪問を受けた」と記載していただきたいです。

(事務局伊藤) 「原則として，移管対象施設の所長として勤務していた者とする」と記載し

ています。

(綿貫委員) この表現だと、いつ移管対象施設にいたのかとなります。合同保育を一緒にしていない先生でも、打出保育所に在籍していたら対象になってしまいますので、はっきりと「原則として移管前訪問を受けた」と記載していただきたいです。

(事務局伊藤) 「原則として」を入れるのであれば、表現をはっきり記載することはできます。しかし、今後の状況により、変更になる場合があります。

(綿貫委員) 引継ぎ保育における、公立保育士の訪問が事務局案では2名ですが、2名だと少ないと感じています。訪問期間も曖昧です。保護者が必要だと伝えても訪問していただけないのではないかと不安です。保育計画や日々の保育の主になるのは事業者の保育士であり、公立保育士が全て教えるわけではないことを理解しています。しかし、先ほど移管前の合同保育について、保護者案に近づけていただきましたが、移管前の1年間に毎日担任保育士予定者が訪問しているわけではありませんので、移管後に公立保育士が2名しか訪問されないことは保育の継承という観点から心もとありません。

「参考資料C」の他市の事例を拝見しても、公立保育士の訪問が2名なのは尼崎市だけです。尼崎市の元所長は4月から6月まで週5日程度訪問されますが、芦屋市の案では、4月は概ね毎日、5月以降は頻度を減らしていきます。移管後の3、4か月の芦屋市と尼崎市の訪問頻度はよく似ていますが、尼崎市は移管の経験もあります。芦屋市は民間移管が初めてですので、尼崎市と同等に考えてはいけないのではないかと思います。

吹田市は合同保育が手厚いです。吹田市にとっては初めての民間移管で、芦屋市と同じです。吹田市の合同保育は主任保育士と担当保育士1名が1年前から毎日訪問しています。残りのクラス担当予定者も1月からは毎日訪問しています。また、移管後も保育士が3名訪問しています。吹田市は合同保育も手厚いですが、引継ぎ保育も芦屋市案よりも手厚いです。吹田市の保護者に話を聞いたことがあるのですが、移管について不安はあったが、事業者がよく考えてくださり、行政もプランをよく練ってくださったため、混乱はなかったそうです。事業者にも話を聞きましたが、合同保育の1年間は子どもとの信頼関係を築くために、また、公立保育所の保育を知るために必要な時間であり、子どもの気持ちを引継ぐには、各クラスに1名元担任保育士に入っていただく必要があるとのことでした。私は元担任保育士に各クラスに入っていただきたいのですが、それはなかなか難しい話だと思います。どうしてもできないのであれば、吹田市のように3名にしたいです。

「参考資料C」には記載がありませんが、茨木市は民間移管の経験が豊富です。引継ぎ保育の際の公立保育士は3名です。4月から6月は週5日、7月から9月は週4日、10月から12月は週3日訪問しています。公立保育士3名は検討していただきたいと思います。

(事務局伊藤) 他市の状況は市でも確認させていただいています。民間移管をした後は事業者の責任の下で保育を行っていただきますので、公立職員は距離を置いた方がいいのではないかと思います。

先ほど、他市の状況をご紹介いただきましたが、手厚いからいいと担当の方が言うところもありますが、逆の話を聞くところもあります。意見は様々だと思います。引継いだ事業者が保育を展開されますので、公立職員は関わり方も

頻度も下げていく方が動きやすいのではないかと考えています。ただ、必要に応じて、1年間は派遣できるような体制を取り、サポートしていきます。

(委員長) 公立保育士を2名から3名にさせていただきたいという意見はいかがでしょうか。

(事務局伊藤) その体制が取れるのかどうかまでは今ここで回答ができません。委員会としてのご結論であれば、持ち帰らせていただきます。

(綿貫委員) 芦屋市と話し合いをしている間も引継ぎ保育の保育士の人数について検討をお願いしていました。市として3名を配置したらどうなるのか、というシミュレーションはされなかったのでしょうか。

(事務局伊藤) シミュレーションは行っておりますが、新規採用等の兼ね合いがあります。3名になると、打出保育所と大東保育所で2名増えることとなります。それが可能かどうかこの場でお答えすることができません。

(委員長) 懸案事項として残したいと思います。もう一つ、訪問日数についてもご検討いただきたいです。事務局案では4月が概ね毎日、5月以降は状況に応じて訪問頻度を減らしていき、10月以降は必要な際に訪問する、保護者案では4月週5日、5月から7月は週4日、8月から10月は週3日、11月以降が随時になります。

(綿貫委員) 先ほど、日々の保育の主を担うのは事業者の保育士であり、公立保育士は見守る立場だと理解していると申しましたが、子どもの気持ちを引継ぐ点では、公立保育士には見守りではなく、事業者の保育士と子どもとの関係を取り持っていたいただきたいと考えています。

他市で公立職員が引き上げないといけないから、子どもが泣いているのに出ていくということがあるということを知りました。公立の先生が早く引き上げないといけないという気持ちになるのではないかと不安です。

(鈴木委員) 前にも申しましたが、前の人がいると事業者としてはやりにくいのではないかと思います。

前年度の合同保育では公立保育士が行う保育の場に事業者の保育士が入ることになりますが、移管後は立場が逆になります。公立保育士が毎日いたら、引継いでいる意味がないと思います。引継いでいるということを明確に子どもたちにも伝えるには、引いていることも示さないといけないと思います。子どもは順応が早いと思いますので、4月で体制を変えた方がいいと思います。どこかでしないといけないのであれば4月でいいのではないかと思います。

(副委員長) 難しいテーマだと思います。私は移管前を手厚くして、移管後は事業者が主で行うべきだという意見に賛成です。4月は子どもも落ち着かないし、保育士も対応に困ると思いますので5月くらいまではしっかり見ていった方がいいのではないかと思います。それ以降は、ある程度子どもと新しい先生で作りに上げるものではないかと思います。頻度は減らす方がいいのではないかと思います。

(野村委員) 前年度しっかりと土台を作って引継いでいただき、移管後は見守ったらいいいと思います。泣いている子をほったらかすということは別の問題だと思います。全体を考えると、子どもたちも新しい学年に上がったというところで気分を切り替え、一つ成長するのだと思います。学年の途中で変わるよりも、切り替え時期に距離を置く方がいいのではないかと思います。

(委員長) 案についてはどのように変更したらいいと思いますか。

(野村委員) 原案どおりで、5月の連休明けについて明文化するのか、4、5月にするのか経験がある方にお聞きした方がいいのではないかと思います。定期的に訪問するのは4、5月までにして、6月以降は必要に応じて訪問したらいいと思います。

(矢尾委員) 移管後に公立保育士を多く残してほしいという案を出したのは、移管前年度に、事業者の保育士が全然来られない案だったので、保育を引継ぐために公立の先生が10月の運動会の成功までを見た上で保護者が判断したいと思ったからです。

関係づくりという点では、合同保育期間の3か月だけでも可能かもしれません。しかし、保育の継承という意味では足りないと思い、この案を出しています。

茨木市で行われた引継ぎ保育の例を聞きました。公立の先生が1年間残って、フォローしながら一緒に考えることで、公立の保育を引継ぐことができ、保護者も満足し、信頼関係が築けたと言っていました。現場の中で公立の先生と話をすることで、移管の翌年の新しい保育も公立の保育をベースに考え、保護者にも受け入れられたと聞きました。そのような関係づくりをしていただければ、保護者も安心して任せることができ、一緒に保育を考えていこうという姿勢になるのではないかと思います、移管後が手厚い案を出しました。

(委員長) 移管前を手厚くし、移管後も手厚くしていただきたいということでしょうか。そうすると、事業者の保育士の保育の様子を公立の保育士がチェックするというのでしょうか。

(矢尾委員) チェックするというよりも一緒に保育を行うということです。

(事務局伊藤) 「資料3-4」で保育内容の継承について、「完全に」という言葉は今回削除し、引継ぐことに関して、「資料3-2」の内容確認をするようになったと思います。

「資料3-2」のところをご覧くださいと、具体的な活動内容を記載しています。保育の手法の個別具体というよりも、この内容を引継いでほしいとなったと思います。その前提で民間移管後の公立保育士の役割を考え、議論いただく必要があるのではないかと思います。手技・手法を引継ぐのであれば、運動会まで保護者案の頻度で訪問することも理解できますが、項番1の議論を踏まえると、違うのではないかと思います。

(矢尾委員) 「資料3-2」につきましては、確かにそうですが、「資料3-2」につきましては、こちらから出した要望書の内容を事務局がまとめたものになります。要望書につきましては手技・手法とまでは書いていませんが、もう少し細かい部分についても書いていたように思います。

(事務局伊藤) 項番1の議論の整理の中で、選定委員会の意見として、具体的な内容を引継ぐことについては「資料3-2」で事業者に示していくということで理解していました。例えば、打出保育所でコマを使っているからコマを使わなければならないのではなく、「資料3-2」の内容を引継ぐことで募集すると理解しています。

(委員長) ここの議論で元に戻すと、話が逆戻りしてしまいます。話を元に戻すのであれば、今までの議論も無効になってしまいます。保護者案だと、10月まではほぼ毎日訪問することになります。担任の先生は毎日が参観日になってしまいます。

(綿貫委員) 公立保育士の訪問は2名です。共同保育室なのか、園庭なのか、各保育室なのか、その先生方がどこに入るのかになると思います。

(副委員長) 保育を重要視していることはよく分かりますが、そう考えても頻度が高いと思います。移管後は「これまでしていた公立の保育のここを継承してください。」という期間になるとと思いますので、もう少し頻度を減らし、月1回のどこかで保育の計画を見ながら、お互いが確認できるような協議の場を設けるようにし、それに沿って保育をしていただく方が具体的ではないかと思います。

週5日どのように訪問するのかイメージがそれぞれ違うと思いますが、見張られているという印象を持たれてしまうともったいないと思います。今までの保育を正確に伝わるような場を設けた方がお互いにとっていいのではないかと思います。

(委員長) 前回の委員会で、週1回又は月1回保育の振り返りをみんなでするようなことで代行することはできませんかと意見が出ました。それに関してどのように考えているのかもお聞きしたいです。

保育カンファレンスを行うことで、保育を見ることも大切ですが、週1回又は月1回で研究保育を行い、協議するようにするのはいかがでしょうか。最初は活動まで全て決められていました。確かに、そうすると、チェックは簡単だと思いますが、今の案ではその部分は緩和されていますので、チェックするにしても、何をチェックするのか最初から決めていた方がいいと思います。そこをどのように緩和していくのかをお聞きしたいです。そうしないと辞める先生も出てくると思います。現実的に考えないと、話は振り出しに戻ってしまいます。

例えば、コマ遊びについても、保育的にはコマ遊びでなくてもいいのです。子どもの何を育てるのが重要です。コマ遊びが上手にできることが保育ではありません。保育内容の見通しと保育内容の持っている意味を考える先生がいるかどうかの方が問題です。活動で縛ることだけはやめた方がいいです。コマ遊びができるから運動能力が育つかどうかは別です。そのことによって子どもがどのように育つのかをどう読み取るのか学んでいただかなければいけません。そこが私は難しいと思います。

自己評価を活用しながら、保育そのものを考え、伝えていただく方がお互いのためだと思います。

合同保育に参加した先生と一緒に1年間はその先生に助言を受けながら保育を行うということはいかがでしょう。

(副委員長) 日数で区切るよりも、何をしたいのか、実現する方法を獲得する方がいいと思います。

どのくらいの時間、どの部屋に入るのか、公立のやり方ができているのか、どこが困っているから助言した方がいいのかを確認できるやり方を取る方がいいと思います。子どもについて、どう関わる方がいいのかと具体的な話ができる場を設けることを大事にした方がいいのではないかと思います。

(矢尾委員) 保護者案が通ったらいいとは思いますが、目標が達成できるように、三者協議会の要項で盛り込む等、バックアップを事務局は考えていますか。

(事務局伊藤) 保護者の方が達成目標としている保育を現場できているのかということ三者協議会の場で確認するのは難しいと思います。現場レベルで評価し合う方が目的を達成できるのではないかと思います。

- (副委員長) 三者協議会でどのようなことを確認したらいいと考えていますか。
- (矢尾委員) 他市の議事録を見ていると、次の予定の確認とそれまでの振り返り、保護者の意見を聞く等をされていました。
- (副委員長) 保育のやり方をこれまでどのようにしていた、その後どのように考えているのかを確認することは、三者協議会の場でしてもいいと思います。
- (事務局伊藤) 例えば、運動会で何m走をするにあたり、このような準備計画を行い、子どもへの保育の展開はこのようにしてきたが、現場ではどうかということを三者協議会で確認し合うということでしょうか。
- (副委員長) そこまで細かいことをおっしゃっているのではないと思います。公立の先生と週1回くらい話をしながら、このように進めていく、あとの3か月はこのように保育を展開するということだと思います。細かいやり方の確認は日々の保育の中で確認できるのではないかと思います。
- (事務局伊藤) 副委員長がおっしゃっているような内容は三者協議会で確認することは可能だと思います。「完全に」という文言がある時はもっと細かい内容でしたので、それは三者協議会では難しいのではないかと思います。
- (矢尾委員) 見た目が一緒かどうかの確認をして、チェックするならそうなりますが、チェックするとなると上下関係ができてしまうと思います。チェックリストを持ちながら見て回るというイメージはしていません。
- 関係づくりで言うと、イメージしているのは、子どもは慣れた先生の方がいいと思いますので、大丈夫だよ、と間をつないで橋渡しをするようなイメージをしていました。保育の継承につきましても、10月に運動会があり、12月に生活発表会がありますが、テーマや出し物を決める時に、今は子どもたちに絵本を用意し、そこから子どもが好きそうなテーマを用意して、セリフはどうする、何を準備する等、自発的に相談しながら自分で作り上げられるようにしています。そういうところを引継いでほしいというイメージです。運動会で絶対竹馬をしなければならないというわけではありません。
- (副委員長) 週1回等で保育の様子を聞きながら引継ぐことはできると思います。4月当初は毎日足を運ぶことは大事だと思います。また、訪問頻度は減らすけれど、先生方が集まって話し合う場を設け、その機会を保障できるような文言を入れる方がいいのではないかと思います。
- (委員長) 何をしなければいけないということを決めてしまうと、子どもの発達が違うので先生も苦労します。現場の状況に任せた方がいいのではないかと思います。原則はこのような流れですとして、保育の流れによってはその都度協議しながら進めるというような、逃げ場を作っておく必要があると思います。どのような付帯条件を付けるか折り合いをつけていただきたいと思います。
- (事務局伊藤) 事務局案に追加して、週1回か二週間に1回なのか、保育の振り返りの場を設定するという文言を追加し、移管後も手厚くするということがいかがでしょうか。
- (綿貫委員) 副委員長がおっしゃっていた振り返りの会議ということですね。先生の都合にもよると思いますが、保育の振り返りを行っていただくことと、子どもが小さければ小さいほど、保育所の様子を聞くことができませんので、三者協議会で報告を受ける等、必要な際に訪問するというのも、三者協議会で保護者が必要だと議題が上がれば検討していただきたいと思います。
- (事務局岸田) 三者協議会につきましては、保護者のご意見もあると思いますので、協議内

容を踏まえ、必要がある場合は訪問するという表現になっています。

(矢尾委員) 事務局案がベースになるのであれば、4、5月概ね毎日にしていただきたいです。

(事務局伊藤) 「状況に応じて」ですので、事務局が考えていたのは、4月は子どもが不安定になる機会も多く、5月の連休明けにまたそうなることは把握しています。定期的に5月末まで概ね毎日ではなく、5月は必要に応じて訪問し、子どもの落ち着くスピードは4月よりも早くなると思います。状況に応じて訪問させていただきたいと思います。

(矢尾委員) 5月の2週目で落ち着く子もいると思いますが、例えば、6月上旬まで落ち着かない子もいると思います。そのため、4、5月は概ね毎日訪問していただきたいです。

(事務局伊藤) 顔見知った先生がいると、新しい先生が子どもとの愛着関係を築くのに時間がかかりやすくなります。無理やり関係を切ることはありませんが、前の先生がいるという状況を予め作るのもどうかと思います。できる限り早く新しい先生との関係を作る方が大切だと思います。

(鈴木委員) 今の話は事業者が変わらなくても起こり得る話だと思います。ここで必要なのは事業者が変わることによって起きる不具合に対する手当てをすることだと思います。事業者が変わることに対して、この内容でいいのかどうかという考えにしなければいけないと思います。

(委員長) 移管が故に起こり得る事実と、保育をしていたらどこにでも起こり得る事実とは分けなければならないということでしょうか。

(鈴木委員) そこまで手厚くしなくてもいいと思います。

(綿貫委員) 移管が無くて起こり得ることではありますが、5月の連休が明けて不安定な時に、頼れる先生が少ないのではないかと思います。そのため、公立の先生には多く入っていただきたいと思います。

(野村委員) 「頻度を減らしていく」という言葉が気にかかってしまいます。実際は、公立の先生も急に訪問頻度を減らさないといいと思います。三者協議会の時の保護者の意見もありますし、先生方が一番よく認識されるのではないかと思います。5月を入れて、さらに「減らす」という言葉で縛ってしまわない方がお互いのためではないでしょうか。難しいところですが、あくまでも大きな条件としてみたらいいのではないかと思います。前年度から保護者と事業者の関係づくりを行える場がありますので、そこで保護者の不安もしっかりと伝えて、共通理解しておくことで、いい新年度を迎えられるのではないかと思います。

(事務局岸田) 施設長の5～9月を「状況に応じて段階的に」という文言を加えることはいかがでしょうか。保護者のご意見は段階的に減らしておられますので、事務局案でも段階的に減らすのはいかがでしょうか。

(委員長) 施設長と保育士の両方ともこの書き方にしてはいかがでしょうか。

(事務局伊藤) 表現は揃えます。

(委員長) 保育士は5～7月にして状況に応じて段階的に訪問し、8月から翌年までは必要に応じて訪問するという内容ではいかがでしょうか。

(綿貫委員) 5月以降は状況に応じて毎日訪問できる体制でしょうか。

(事務局伊藤) 状況に応じてですので、毎日から週1日、全部のパターンがここに入ることになります。

(矢尾委員) 週1回から複数回程度カンファレンスを行うこともここに入りますか。

- (事務局伊藤) 訪問日と同日になると思いますが、これに加えてカンファレンスも行います。
- (野村委員) 施設長と保育士で5～9月と5～6月と期間が異なります。ここの狙いは何でしょうか。
- (事務局伊藤) 事務局案としましては、担任保育士は子どもとの関係づくりというところを中心にしています。施設長はどちらかと言いますと、マネージメント部分について上半期まで定期性を持った中で引継いだ方がいいのではないかと思います、役割が違うため差をつけています。
- (委員長) 明文化して、お互いが了解を得ていた方がいいと思います。
施設長については5～9月が状況に応じて段階的に減らす、保育士については5～7月が状況に応じて段階的に減らし、8月以降は必要な際に訪問する、週1回、二週間に1回カンファレンスを持ち、その報告を三者協議会で報告するという内容はいかがでしょうか。
- (事務局伊藤) 担任保育士の定期的な部分は6月末まではいかがでしょうか。
- (委員長) 6月に拘る理由はありますか。
- (事務局伊藤) 3か月程度で子どもも落ち着いてくるのではないかと思います、6月にしています。
- (矢尾委員) 4、5月は概ね毎日にしていただきたいです。頻度を減らすという文言がプレッシャーになると思います。他市の話で、訪問頻度を減らせ、引上げろというプレッシャーがあり、早く引き上げるために問題を小さく評価したという話がありました。結果的に保護者の満足度が低いまま公立の先生が引き上げてしまったという話も聞きましたので、「状況に応じて、段階的に話し合いの上頻度を決定する」というような内容にしてはいかがでしょうか。
- (事務局伊藤) 減らすということがプレッシャーだという意見で、芦屋市からプレッシャーをかけるようなことはありません。ここの訪問頻度を減らしていくという意味合いは事業者と子どもと保護者との関係をできるだけ早く築くために必要なところだと思います。
- (綿貫委員) 状況に応じて段階的に頻度を減らしていく、その減らしていくというのは事業者と公立保育士と芦屋市の中で検討して、決定するというのでしょうか。
- (事務局伊藤) 事業者と芦屋市が協議を行い、決定していきます。
- (綿貫委員) 「減らしていく」という表現であれば、公立保育士のプレッシャーになるかもしれません。「調整する」という表現はいかがでしょうか。
- (事務局伊藤) 減らすという言葉ではなく、「状況に合わせて段階的に訪問頻度を検討する」等にします。
選定委員会の結論としては、担任保育士については、5月末までは概ね毎日訪問し、6、7月は状況に合わせて訪問頻度を協議し、施設長も同様に、5月末まで概ね毎日ということによろしいでしょうか。
- (鈴木委員) 事業者がこの頻度で来てくださいと伝え、市側からもっと多く訪問したいということは可能でしょうか。
- (事務局伊藤) はい。
- (事務局岸田) 4、5月を概ね毎日としましても、4月の第1週と5月の最終週では「概ね」の取り扱いが少し違う可能性もご了解いただきたいと思います。
- (委員長) 選定委員会の意見としては、4、5月は概ね毎日、6、7月は状況に応じて調整する、翌年8～3月は随時訪問し、週1回又は二週間に1回カンファレンスを開き、三者協議会に報告するとします。

6点目「保育所名・クラス名・所歌」について、委員の皆様からご意見等をお願いします。

(事務局伊藤) 事業者が状況を踏まえて、自身を表現するものとしていただきたいのですが、案としましては、「打出・大東という名前は引継ぐことを配慮してください。」ということを考えています。ただ、クラス名と所歌については事務局案に変更はありません。

(矢尾委員) ここはずっと平行線です。「打出」「大東」という言葉を入れていただけるのであれば、一定譲歩はできるのではないかと思います。

クラス名については、移管後に急に名前が変わると、子どもも混乱すると思いますので、三者協議会でも保護者から事業者に伝えたいと思っています。市からも混乱がないように事業者に伝えていただきたいと思っています。

(事務局伊藤) もしクラス名を変えるのであれば、子どもへの影響を考えること、ということは事業者に伝えたいと思います。

(綿貫委員) 所歌につきましても、可能であれば引継いでいただきたいと思っていますが、難しいのであれば歌を2つにして、少しずつ変えていくようにしていただきたいと思っています。

(事務局伊藤) クラス名と同じように子どもへの影響を踏まえるように伝えたいと思います。

(委員長) 歌が2つあるのはいいと思います。2つ歌があってもおかしくありません。子どもが歌いたい方を歌うとしてもいいかもしれません。

(野村委員) 打出・大東の言葉を残すのはとてもいいと思います。今は漢字表記ですが、ひらがな等の表記でもよろしいでしょうか。

(矢尾委員) 「うちで」「だいとう」という音が残ればいいと思います。

(野村委員) 事業者によっては地名をひらがなで書かれるところもあると思いますので、どちらか記載していた方がいいのではないかと思います。

(委員長) クラス名はどうされますか。

(事務局伊藤) クラス名と所歌は変更するのであれば、子どもへの影響を考えた上で変更するというようにしたいと思います。

(委員長) 選定委員会の意見としては、保育所名は「打出(うちで)」「大東(だいとう)」という言葉を残し、クラス名と所歌は子どもへの影響のないように考えた上で判断するとさせていただきたいと思っています。

これからも様々な解決できない問題が出てくると思いますので、その都度話し合いをして進めていただけたらいいと思います。

事務局から何か連絡事項はありますか。

【事務局から連絡事項】

(委員長) それではこれを持ちまして、第2回芦屋市教育・保育施設整備事業者等選定委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

<閉会>